



不法投棄の禁止

ごみをみだりに道路や空地などに捨てることは法律で禁止されています。

違反者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金または併科に処せられます。



野外焼却の禁止

ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは一部の例外を除き法律で禁止されています。

違反者には5年以下の懲役
もしくは1,000万円以下
（法人の場合は3億円以下）
の罰金または併科
に処せられます。



ごみの越境禁止

ごみは決められた場所へ出しましょう



ごみを出すときには、収集業者との契約の中で決定した場所・時間に出しましょう。

他の場所に出すと、その場所を管理している方々が大変迷惑をします。

また、一般廃棄物を処理するのは、排出事業者の所在市町村になります。他の市や町の集積所及びごみ処理施設に持ち込むことは、法律で禁じられており、不法投棄として罰せられることもあります。

ごみに関するお問い合わせ

○遠賀・中間地域広域行政事務組合	業務第1課	業務係	☎093-293-3581
○中間市	環境保全課	衛生美化係	☎093-245-5300
○水巻町	産業環境課	環境係	☎093-201-4321
○岡垣町	住民環境課	環境政策係	☎093-282-1211
○芦屋町	環境住宅課	環境・公園係	☎093-223-3538
○遠賀町	住民課	環境衛生係	☎093-293-1234

自己搬入に関するお問い合わせ

○遠賀・中間リレーセンター	☎093-282-5341
---------------	---------------

指定ごみ袋の注文等に関するお問い合わせ

○遠賀・中間地域広域行政事務組合	業務第1課	業務係	☎093-293-3581
------------------	-------	-----	---------------